

北里大学同窓会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は北里大学同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を東京都港区白金5丁目9番1号 北里大学内に置く。

(部会)

第3条 本会は各学部ごとに学部同窓会(以下「部会」という)を置く。

2 部会に関する細則は別に定める。

(支部)

第4条 本会に支部を置くことができる。

2 支部に関する細則は別に定める。

第2章 目的と事業

(目的)

第5条 本会は会員相互の親睦を図り北里大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本会はその目的を達成するため次の事業を行なう。

会員相互の交流および親睦。

会報・会員名簿の発行。

講演会・講習会の開催。

その他必要と認められる事業。

第3章 会 員

(会員)

第7条 本会は次の会員で組織する。

1.正会員 北里大学学部卒業生。

2.準会員 北里大学学部学生。

3.特別会員 北里大学現教職員、ならびに本会に貢献があるものとして本会理事会(以下「理事会」という)で選任された同学旧教職員。

4.名誉会員 本会または北里大学の発展に寄与したのものとして理事会で選任されたもの。

5.賛助会員 本会の趣旨に賛成し、理事会で承認したもの。

(名誉会長および顧問)

第8条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2 名誉会長および顧問は理事会で推挙し、総会で選任する。

第4章 役員および職員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名

理 事 30名以内

監 事 6名以内

2 理事の若干名を常任理事とする。

(会長、副会長、理事の職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 常任理事は会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の会務に従事する。

4 理事は理事会を組織して、本会の業務を議決する。

(監事の職務)

第11条 監事は本会の業務および財産に関し、次の職務を行なう。

財産の状況を監査すること。

理事の業務執行の状況を監査すること。

財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会または理事会に報告すること。

(役員の資格および選出)

第12条 役員は正会員より選出する。

2 役員の選出方法は以下の通りとする。

会長・副会長は理事会の指名に基づいて総会で選任する。

理事は各部会の指名に基づいて総会で選任する。

常任理事は理事会で選任する。

監事は各部会の指名に基づいて総会で選任する。

役員の指名に関する細則は別に定める。

(役員の任期)

第13条 本会の役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(役員の解任)

第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。

職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(職員)

第15条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任命する。

3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(会議の種類)

第16条 会議は総会、理事会および常任理事会とする。

(総会の種類)

第17条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は役員および次条で定める代議員(以下、まとめて「総会構成員」という)をもって構成する。

2 会員は、随時出席して意見を述べることができる。

(代議員の選出と任期)

第19条 代議員は各部会より推薦し、総会の承認を得なければならない。

2 代議員の任期は3年とし、再任を妨げない。

3 代議員の推薦に関する細則は別に定める。

(総会の権限)

第20条 総会は、この規約で定めるもののほか、次の各号について議決する。

事業計画および収支予算の決定。

事業報告および収支決算の承認。

その他本会の運営に関する重要な事項。

(総会の開催)

第21条 定期総会は、毎年5月に招集する。

2 臨時総会は次の各号の場合に招集する。

理事会が必要と認めたとき。

総会構成員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき。

(総会の招集)

- 第22条 総会は、会長がこれを招集する。
- 2 総会を招集するには、会議の日時、場所および目的たる事項を記載した書面を、少なくとも2週間前までに総会構成員に送付しなければならない。
 - 3 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から1ヵ月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議長団)

- 第23条 総会の議長、副議長、議事録署名人2名を「議長団」という。
議長団は、その総会において、出席総会構成員のうちから選任する。

(総会の定足数)

- 第24条 総会は、総会構成員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第25条 総会の議事は、この規約に別に定める場合を除いて、総会構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決の委任)

- 第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない総会構成員は、総会構成員以外の正会員を代理人として表決を委任するか、または議長に表決を一任することができる。この場合において、表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

(理事会の構成)

- 第27条 理事会は会長、副会長および理事(以下、まとめて「理事会構成員」という)をもって構成する。

(理事会の権限)

- 第28条 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の各号について議決する。
総会の議決した事項の執行に関すること。
総会に付議すべき事項に関すること。
その他総会の議決を必要としない業務の執行に関すること。

(理事会の招集等)

- 第29条 理事会は随時会長が招集する。理事会構成員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

- 第30条 理事会は理事会構成員現在数の3分の1以上のものが出席しなければその議事を開き議決することができない。
- 2 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事会構成員は、他の理事会構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決の委任者は、理事会に出席したものとみなす。

(常任理事会の構成)

- 第31条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事(以下、まとめて「常任理事会構成員」という)をもって構成する。

(常任理事会の権限)

- 第32条 常任理事会は、本会事業の円滑なる執行のため、日常の会務執行上必要な事項について議決する。
- 2 会長は、各常任理事に会務を分掌することができる。

(常任理事会の招集等)

- 第33条 常任理事会は、随時会長が招集する。常任理事会構成員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して常任理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から2週間以内に常任理事会を招集しなければならない。
- 2 常任理事会の議長は会長とする。

(常任理事会の定足数等)

- 第34条 常任理事会は、常任理事会構成員現在数の3分の1以上のものが出席しなければその議事を開き議決することができない。

- 2 常任理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため常任理事会に出席できない常任理事会構成員は、他の常任理事会構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決の委任者は、常任理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 すべての会議には、議事録を作成する。

- 2 総会の議事録は、議長団の署名押印の上、これを保存する。
- 3 理事会および常任理事会の議事録は、議長および出席者の代表1名の署名押印の上、これを保存する。

第6章 会 計

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第37条 会員は入会金および会費を納めるものとする。

- 2 その金額および納入返還方法については別に定める。

(運営)

第38条 本会の運営は入会金・会費・寄付金およびその他をもって充てる。

第7章 改 正

(規約の改正)

第39条 本規約の改正は理事会の過半数の賛成を得てこれを発議し、総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第8章 付 則

(規約の施行)

本規約は昭和45年10月24日より施行する。

昭和56年 5月24日一部改正

平成 2年 5月20日一部改正

平成12年 5月13日一部改正